

令和5年度第1回

合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会 議事概要

1. 開催日時 2023(令和5)年9月26日(火) 10:00~12:10
2. 開催場所 ワイム貸会議室赤坂スターゲートプラザ Room B
※オンライン(MS-Teams)とのハイブリッド開催
3. 参加者 立花座長(オンライン参加)、池田委員、岩永委員、岡田委員、相馬委員、
原田委員、森田委員、藤掛委員(オンライン参加)
※オブザーバー参加 林野庁木材利用課
4. 議事内容

はじめに、林野庁木材利用課長より挨拶があり、立花座長に座長をお願いして議事に入った。

議事①令和5年度合法伐採木材等の流通及び利用に係る専門委員会について

(事務局より説明)

【質疑応答】

(立花座長) 全3回の委員会終了後、委員会として報告書をまとめる必要があるのか。

(事務局) 全3回の委員会と現地視察を踏まえ、最終的に検討結果について報告書を取りまとめることになっている。

議事②クリーンウッド法に基づく事業者の取組への支援について

(ア. 林野庁の取組については事務局より、イ. 製紙業界の違法伐採対策については日本製紙連合会・原田委員より説明)

【質疑応答(ア. 林野庁の取組について)】

(池田委員) 今後改正法の施行までの間に、国産材原木以外の他の業種の手引きも作る予定があるのか。

(林野庁) 手引きを作成すること自体は法律に規定されておらず、業種ごとに作成する必要はない。ただ、個別事業者が手引きを作成するよりも、業界団体等により業界の特性にあわせて作成した方が合理的と考えており、手引き作成のための補助事業を今年度において実施している。

(森田委員) 手引きの検討にあたっては、改正クリーンウッド法に基づく施行規則(省令)の規定内容を参照する必要があると考える。施行規則の検討状況や制定時期について、わかっている範囲でご教示いただきたい。

(林野庁) 施行規則の内容については現在検討中だが、令和7年春頃の改正法施行の直前になってしまわないよう、できる限り早くお示ししたい。また、今年度の手引き作成も含め、改正によって合法性確認の考え方自体が大きく変わることはないことに鑑み、現行の法令内容に基づいて対応いただきたい。施行令(政令)・施行規則の改正内容が確定した後に改めて手引きの内容を改正内容に合わせたものへ修正いただくことを想定している。

【質疑応答(イ、製紙業界の違法伐採対策について)】

(池田委員) 製紙業界における合法性確認の結果、違法伐採木材を実際に確認できた実績があれば教えていただきたい。

(原田委員) 合法性確認マニュアルを作成して5年程度経つが、近年において特に問題のあった事例はなかった。各メーカーは原則として認証材やFSCのコントロールウッドを使用しており、その時点で違法伐採木材を扱うリスクが大幅に緩和されているものと考えている。

(立花座長) 日本製紙連合会がこのような取組を開始した当初には、提出された必要書類の一部が欠落していたり、作成された日付が古かったりということがあったが、外部委員による監査を行う中でそのような点はかなり改善され、ほぼなくなっていると認識(日程調整の結果、ここ3~4年の監査委員会を欠席)。

注：立花座長は2007年より日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業監査委員会委員を務めている。

(相馬委員) トレーサビリティレポートにおける伐採地域の記載はどの程度の精度・単位で行われているのか。EUDR(EU森林減少フリー製品に関する規則)においては伐採地域を緯度・経度のレベルで明らかにするよう求めているため、同様の記載であれば、日本製紙連合会の取組は有用な事例であると考えている。

(原田委員) 緯度・経度のレベルまでは求めておらず、外国産材は国名及び州レベル、国産材は都道府県レベルでの記載を求めている。

(岩永委員) この取組には非常にコストが掛かっているのではないかと。団体登録の際の各社の費用負担はどのようにシェアしているのか。

(原田委員) 各社単位での細かいコスト負担は把握できていないが、トレーサビリティレポートの提出や船積みの際の確認など、いずれも既存の商取引の中においてプラスアルファで対応いただける範囲であり、大きな負担にはなっていないと考える。ただ、書類の保管や手続き自体を忘れないようにするといった、金額換算が難しいコストが掛かっている可能性はある。また、製紙事業において輸入材の取引規模は大きいいため、負担が小さくなっている面もあると考えられる。

このほか、監査のために日本製紙連合会から各企業へ赴いた際の旅費は実費としているが、そちらも過大な負担ではないと認識している。

(森田委員) 20年ほど前、チップ業界では天然林からチップ用の人工林への転換が問題となった。製紙業界においてそのようなリスクは現在も存在しているのか。

(原田委員) そのようなリスクは森林破壊・劣化として世界的に課題になっていると認識している。ただ、製紙業界における輸入材はFSCのコントロールウッドが100%であるため、森田委員のおっしゃるようなリスクは低いと捉えて運用している。

議事③国産材原木の合法性確認の手引きの作成・検討について

<検討中のため非公表>

議事④複雑な合法性確認の事例分析について

(事務局より説明)

【質疑応答】

(池田委員・原田委員) このような合法性確認が難しい事例について調査し、合法性を確認できるようにする手法を検討することについて、重要性・必要性はそれほど高くないのではないのか。特に2条森林について、実際に困っている事例は多く起こっているのか。

(林野庁) 重要性・必要性がそれほど高くないと思われる場合についても、木材資源のカスケード利用の観点から見ても、これまで確認が難しかったものについて合法性を確認する方法が具体的に示されることは重要ではないかと考えており、加えて、確かにニッチな部分ではあるが、実際に業界団体等から合法性確認の方法を検討してほしいという意見をいただいているものもある。今回そういったものの解決として事

例分析を本事業の仕様書に書き込んだところであるが、その中でもこれらの事例について全木連より提案があったところ。

(藤掛委員) 2条森林に関しては、今のところ所有者から家の庭木であることの証明を一筆もらうという対応方法が主流だが、それで合法性確認が取れていることになればよいのではないかと。

また追加情報として、相当前に伐採された銘木が近年になって市場に出てくるといった事例が、昨年度実施したクリーンウッド法定着実態調査において確認された。このような場合はやはり合法性の判断が難しいと思われる。

(森田委員) 第三国経由のものについてはどのように調査するか難しいのではないかと。2条森林については、事例ごとにパターンが異なっていると思われるので、どのような確認方法にすべきなのかということを見据えた上で調査を行った方がよい。

また、藤掛委員のご発言にあった国産材の長期保管に関して補足すると、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインにおいては、ガイドライン発表以前に伐採されたものは対象としないというルールを取っていた。また、全銘連(全国銘木連合会)や全天連(全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会)においては期首在庫調査を実施しており、国内の銘木の長期保管に関しては適正な管理が行われているものと考えている。

(岩永委員) 各事例について、個別事例に対する助言を行うのではなく、長期保管や第三国といったキーワードごとに分析を行うことが必要ではないかと。

(岩永委員の意見を参考に次回に向けた整理を行う)

議事⑤現地視察について

(事務局より説明)

【質疑応答】なし

議事⑥報告事項

(ア. 改正CW法については林野庁より、イ. 今後のスケジュールについては事務局より報告)

【質疑応答】なし

最後に、全木連より挨拶があり会議を終了した。

以上